

	協定等	一般特惠 (Form A)	シンガポール協定	メキシコ協定	マレーシア協定	チリ協定	タイ協定	インドネシア協定	ブルネイ協定	フィリピン協定	アセアン包括協定	スイス協定	ベトナム協定	インド協定	ペルー協定	オーストラリア協定		モンゴル協定	RCEP協定
																ACCI	AIG		
原産地基準	完全生産品	P	—	A	A	A	WO	A	A	A	WO	—	WO	A	(a)	WO	WO	A	WO
	原産材料のみから生産される産品	—	—	B	B	B	PE	B	B	B	PE	—	PE	B	(b)	PE	B	PE	
	品目別規則を満たす産品	W+HS 4桁	—	C	C	C	PS	C	C	C	①CTH又はRVC、又は②RVC、CTC、SPのうち適切なもの	—	①CTH又はLVC、又は②LVC、CTC、SPのうち適切なもの	B	(c)	PSR	C	CTC, RVC, CR	
	関税分類変更基準の特産品	—	—	D	—	D	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	繊維製品の特例	—	—	TPL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他の基準	記入欄	第8欄	—	第8欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第8欄(原産地基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第5欄(原産地基準)	第8欄(原産地基準)	—	第5欄(特惠基準)	第5欄(特惠基準)	第6欄(特惠基準)	第8欄(特惠基準)	特惠基準欄	第5欄(原産地基準)	第10欄(原産地基準)
	記入事項	添付された証明書の番号(自国関税、アセアン5ヶ国基準)	—	ACU, DMI, FGM, IM, N/Aのいずれかを必ず記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	ACU, DMI, FGMを適用があった場合に記入	必要に応じて、ACU, DMIを記載	—	必要に応じて、ACU, DMI, IIMを記載	必要に応じて、DMI, ACU, FGMを記載	—	必要に応じて、ACU, DMI, IIMを記載	必要に応じて、ACU, DMIを記載	必要に応じて、ACU, DMIを記載	
特殊な品名	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合は、品名に加え、附属書Bで定められた説明を付す。	統一規則附属書2-Bに掲げる品目：同附属書に掲げる品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則において特別な品名が定められている品目(インスタントカレー等)：当該品名を記入	品目別規則の品名に特別な記載のある産品については、当該品目別規則が適用される場合は、当該特記記載を記入	—	—	—
	記入欄	—	第10欄(品名等)	第6欄(品名)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第4欄(品名等)	第7欄(品名等)	第8欄(品名等)	第4欄(品名等)	—	第5欄(品名等)	—	—	—
アセアン発給第三船舶産産材料IOT	記入事項	—	特別なルールによる品目別規則を満たす場合は、品名に加え、附属書Bで定められた説明を付す。	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第19欄又は第20欄の産品：日本、マレーシア又はアセアン第三国において収穫等された材料名、国名	第50欄～第63欄の産品：日本又はアセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第7欄、第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名	第16欄、第18欄～第20欄の産品：アセアン第三国の材料名、国名
	記入欄	—	第10欄(品名等)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再発給	記入事項①	—	—	"ISSUED RETROSPECTIVELY"	—	"ISSUED RETROACTIVELY"	—	—	—	—	"ISSUED RETROACTIVELY"	—	—	—	—	—	—	—	—
	記入欄①	—	—	第11欄(備考)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第4欄(公用欄)	第8欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄	第7欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄(その他の明示)	最下欄	第8欄(備考)	第17欄	
紛失等の理由による「再発給」	再発給証明書の性格	—	—	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書と同一内容の新規の原産地証明書。したがって、番号はオリジナルの証明書とは異なる。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。	オリジナルの原産地証明書の「写し」。したがって、番号はオリジナルの証明書と同じ。
	記入事項	"DUPLICATE" "DUPLICATA" 等	"DUPLICATE" 又は "DUPLICATA"	"DUPLICATE"	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	オリジナルの原産地証明書の発給日及び番号	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"DUPLICATE" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	"CERTIFIED TRUE COPY" 及びオリジナルの原産地証明書の発給日	再発給の日付及び"CERTIFIED TRUE COPY"
修正	証明書の発給のやり直し	—	—	—	(原則的には) 原産地証明書に不正確な情報が含まれている場合には、原産地証明書の発給のやり直しを求め、当初の原産地証明書を無効とする。新発給番号、新たな日付による発給のやり直しが行われることとなる。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。	誤った証明書に替えて新規証明書を発給する。
	証明書の修正	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	発給機関の修正印による証明	登録署名による承認	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	権限者の署名による承認と機関の証明	輸出証明書の発給機関の正副の署名及び公印の捺印による保証
インボイスの番号及び日付付	原則	—	—	日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)					日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)					日本への輸入申告に用いられるインボイスの番号及び日付(日本への輸入申告に用いられるインボイスが第三国インボイスである場合には、当該第三国インボイスのもの)					
	発給時に第三国インボイスの番号及び日付	—	—	第三国インボイスの番号	第三国インボイスの番号及び日付					第三国インボイスの番号及び日付					第三国インボイスの番号及び日付				
発給時に第三国インボイスの番号及び日付付	記入事項①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第14欄	
	記入事項②	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					
発給時に第三国インボイスの番号及び日付付	記入事項①	—	—	【空欄】	【空欄】	【空欄】	輸出者(タイ)で発行されたインボイスの番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	【空欄】	輸出者のインボイス番号及び日付	—	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	輸出者のインボイス番号及び日付	—	輸出者のインボイス番号及び日付	—	
	記入欄①	—	—	第10欄(インボイス)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第7欄(インボイスの番号及び日付)	第8欄(インボイスの番号及び日付)	第10欄(インボイスの番号及び日付)	Invoice Number欄及びDate of Invoice欄	第7欄(インボイスの番号及び日付)	
発給時に第三国インボイスの番号及び日付付	記入事項②	—	—	インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					インボイスが第三国で発行される旨、当該インボイスの発行者の名称及び住所					
	記入欄②	—	—	—	—	—	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第7欄(品名等)及び第13欄	—	第8欄(備考)	第9欄(備考)	第13欄(その他の明示)	最下欄	第8欄(備考)	—	
運送する原産地証明	記入事項	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「Back to Back 00」へのチェック(☑)	—	—	—	—	—	—	【第13欄】「Back-to-back Certificate of Origin」へのチェック(☑)	
	記入欄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	第13欄	—	—	—	—	—	—	【第17欄】発給者の原産地証明書の発給番号、発行日、発効日、最初輸出国におけるRCEP発給機関(認定輸出者による自己申告である場合)最初の輸出国における認定輸出者番号	